

議案第 7 7 号

大口町障がい福祉調整会議設置条例の制定について

大口町障がい福祉調整会議設置条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として、障がい者等の生活の質の向上に関する必要な事項を調整及び推進することを目的に、大口町障がい福祉調整会議を設置することに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町障がい福祉調整会議設置条例

(設置)

第1条 障がい者等の多様なニーズに対応し、個々の障がい者等のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健、医療、福祉等に係る各種サービスを総合的に調整及び推進し、もって障がい者等の生活の質の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大口町障がい福祉調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 保健師、相談支援専門員、ホームヘルパー等の訪問、相談活動等を通じて、地域の障がい者等のニーズの把握並びに各種障がい福祉サービス（以下「サービス」という。）を総合的に調整及び推進すること。
- (2) 障がい者等の健康状況、経済状況、家庭環境等を踏まえた具体的処遇方策の調整及び策定をすること。
- (3) サービス提供機関のサービス提供の調整及び苦情処理に関すること。
- (4) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第88条の規定に基づく障害福祉計画の策定及び進捗状況に関すること。
- (5) サービス提供事業者に係る意見の調整及び審議に関すること。
- (6) 処遇困難事例等に係るサービス調整及びサービス提供方針の決定に関すること。
- (7) 総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会において協議する事項に関すること。
- (8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会において協議する事項に関すること。

(9) その他障がい福祉に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人尾北医師会代表
- (2) 一般社団法人尾北歯科医師会代表
- (3) 大口町身体障害者福祉協会代表
- (4) 大口町心身障害児（者）親の会代表
- (5) 大口しらゆり会代表
- (6) 知的障がい者施設代表
- (7) 精神障がい者施設代表
- (8) 社会福祉法人大口町社会福祉協議会代表
- (9) 大口町民生委員・児童委員協議会代表
- (10) 犬山公共職業安定所代表
- (11) 愛知県江南保健所代表
- (12) 識見を有する者
- (13) 大口町保健師
- (14) 大口町生涯教育部学校教育課職員
- (15) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 調整会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調整会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 調整会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 調整会議は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、健康福祉部福祉こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表高齢者サービス調整会議委員の項の次に次のように加える。

障がい福祉調整会議委員	1回 5,900円	〃
-------------	-----------	---

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第２条、第５条関係）			別表（第２条、第５条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
高齢者サービス調整会議委員	１回　５，９００円	〃	高齢者サービス調整会議委員	１回　５，９００円	〃
障がい福祉調整会議委員	１回　５，９００円	〃	障がい者自立支援審査判定業務審査会委員	審査判定業務 １回　２０，０００円	〃
障がい者自立支援審査会委員	審査判定業務 １回　２０，０００円	〃		その他 １回　５，９００円	〃
	その他 １回　５，９００円				
略	略	略	略	略	略
備考　略			備考　略		

制 定 要 旨

1 条例制定の趣旨

本町では、従来から障がい者等の多様なニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健、医療、福祉等に係る各種サービスを総合的に調整及び推進し、もって障がい者等の生活の質の向上を図るために協議をする場として、また、障害者総合支援法に規定されている協議会としての役割も併せ持つ、大口町障がい福祉調整会議設置運営要綱に基づく大口町障がい福祉調整会議（以下「調整会議」という。）を運営しております。

平成28年4月1日に、障害者差別解消法が施行され、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために、設置することを努力義務とされている障害者差別解消支援地域協議会としての役割を調整会議に新たに持たせることとします。

これらのことにより、調整会議を地方自治法第138条の4第3項に基づく町長の附属機関として位置付けていくために、本条例を制定するものであります。

2 条例の概要

調整会議の所掌事務、組織等について定めるものとします。

3 主な所掌事務（第2条関係）

- ・保健師、相談支援専門員等の訪問、相談活動等を通じて、地域の障がい者等のニーズの把握並びに各種障がい福祉サービスを総合的に調整及び推進すること。
- ・サービス提供機関のサービス提供の調整及び苦情処理等に関すること。
- ・障害者計画及び障害福祉計画の策定及び進捗状況に関すること。
- ・障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会において協議する事項に関すること。（新設）
- ・障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会

において協議する事項に関すること。（新設）

4 組織（第3条関係）

委員は、医師会、歯科医師会、障がい者福祉団体、障がい福祉施設、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、職業安定所、保健所の各代表、識見を有する者、町職員及びその他町長が必要と認める者のうちから20人以内で構成されます。

なお、町職員のうち、大口町生涯教育部学校教育課職員を新たに加えます。

5 任期（第4条関係）

任期は2年とし、再任は妨げないこととします。

6 施行期日

平成29年4月1日から施行します。